

資料 2

教育課程検証委員会設置要綱

紀の川市教育課程検証委員会設置要綱

平成28年6月23日
教育委員会告示第12号

(設置)

第1条 紀の川市の小学校及び中学校において、学期制及び長期休業期間をはじめとする教育課程に関する成果並びに課題を検証し、今後の教育課程編成に関する方向性について協議するため、紀の川市教育課程検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検証委員会は、教育長の諮問に応じ、次に掲げる事項について検証する。

- (1) 2学期制の成果及び課題並びに今後の方向性に関すること。
- (2) 長期休業期間の短縮の成果及び課題並びに今後の方向性に関すること。
- (3) その他、教育課程に関することで教育委員会が必要と認める事項

(報告)

第3条 検証委員会は、前条の検証の結果について、教育長へ答申を行うものとする。

(組織)

第4条 検証委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員は、別表のとおりとし教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 検証委員会の委員の任期は、前条第4項の規定による委嘱がされた日から平成29年3月31日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合、教育委員会は新たに委員を委嘱することができる。この場合において、該当委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 検証委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集しその議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検証委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第4条関係)

役職等	人数
学識経験者	1人
小学校PTA代表	1人
中学校PTA代表	1人
小学校校長会代表	1人
中学校校長会代表	1人
小学校教頭会代表	1人
中学校教頭会代表	1人
小学校教諭代表	1人
中学校教諭代表	1人
教育審議監	
教育監	